

# マイナポイントを活用した消費活性化対策の事前準備について



公的個人認証サービス  
PRキャラクター  
マイキーくん

2020年度に実施予定の消費活性化策として、民間キャッシュレス決済手段（例：〇〇ペイ等）で一定額を前払い等した方に対して、国からプレミアム分としてマイナポイントが付与されます。



このマイナポイントを貰うためには、事前に準備が必要となります。

## 準備① マイナンバーカードの申請・取得

マイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードはパソコン・スマートフォン・まちなかの証明写真機、役場住民課（本庁舎及び分庁舎）から申請することができます。



マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

## 準備② マイキーIDの設定

マイキーIDの設定は、公的個人認証サービス対応のスマートフォンで出来ます。また、パソコンと公的個人認証サービス対応ICカードライターがあれば、自宅でも設定が可能です。どちらもお持ちでない方は、役場住民課（本庁舎及び分庁舎）でもマイキーIDの設定が出来ます。

マイキーIDとは、マイナンバーカードのICチップ内に搭載されている利用者が本人であることを証明する電子証明書（＝利用者証明用電子証明書）を利用して、利用者が任意に作成できる番号です。マイキーIDは、法律で利用が規定されているマイナンバーとは異なる番号で、官民の様々なサービスで利用可能な番号です。



### 【マイナポイントのご利用】

民間決済事業者の決済手段を活用して、マイキーIDを用いたマイナポイントの利用手続きを行います。※詳細は国で検討中。今後、お知らせ予定。



### 【お問合せ】

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178（音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。）  
平日：9時30分～20時00分／土日祝：9時30分～17時30分（年末年始 12月29日～1月3日を除く。）

# マイナンバーについて

## 《自分のマイナンバーわかりますか?》

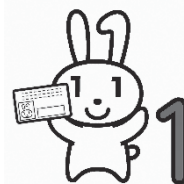
⇒ 各種手続きでマイナンバーが必要な時には、通知カードに記載してある個人番号を見てください。

## 《通知カードが見当たらず、早急にマイナンバーが必要な時》

⇒ 住民課窓口でマイナンバー入りの住民票の写しをご請求いただくことにより確認できます。

(ご本人または同一世帯の方の請求により交付できます。)

## マイナンバーカードを作ってみましょう!



### 【step① マイナンバーカードを申請する】

※発行手数料は無料です。

#### ◆郵便で申請する場合

《必要なもの》 交付申請書・顔写真

交付申請書の所定の箇所に、顔写真(縦4.5センチ×横3.5センチ)を貼付し、返信用封筒(通知カードと同封・切手不要)に入れて郵送してください。お手元にある交付申請書に印字されている内容に誤りがないか確認してください。自署欄等、必要な箇所の記入を黒色のボールペンで丁寧にハッキリと記入してください。

(注) 申請書の住所と現住所が違う方は、住民課で新しい交付申請書を発行します。

#### ◆役場(本庁又は分庁住民課窓口)で申請される場合

下記《必要なもの》を持参して、窓口へお越しください。

《必要なもの》

- ・免許証、保険証、診察券等本人確認ができるもの
- ・印鑑(認印)
- ・顔写真(無の方は無料で撮影します。)
- ・通知カード及び交付申請書
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみです。)

#### ◆スマートフォン・パソコンで申請する場合

(他の申請よりカードの仕上がり早いです。)

《必要なもの》

- ・交付申請書
- ・顔写真データ



#### 通知カード及び交付申請書

通知カード: 個人番号 1234 5678 9012 3456 7890 123  
姓 名 花子  
住所 〇〇県△△市□□町〇〇丁目△△番地1-1-1  
交付申請書: 個人番号 1234 5678 9012 3456 7890 123  
姓 名 花子  
住所 〇〇県△△市□□町〇〇丁目△△番地1-1-1  
交付申請書には、顔写真貼付欄、住所、氏名、性別、年齢、生年月日、印、交付申請書の種類(郵便、窓口、スマートフォン・パソコン)が記載されています。

顔写真貼付欄: サイズ(縦4.5cm×横3.5cm)  
顔写真貼付欄には、顔写真(縦4.5センチ×横3.5センチ)を貼付してください。顔写真の色は、白黒またはカラーで構いません。顔写真の背景は、白または淡い色で構いません。顔写真の向きは、正面を向いてください。顔写真の貼付位置は、顔写真貼付欄の中央に貼付してください。

### 【step② マイナンバーカードを受け取る】

- ・役場で申請した場合 ⇒ 本庁又は分庁住民課で受け取る。又は、郵送します。(本人限定受取郵便)
- ・郵便、パソコン又はスマホで申請した場合 ⇒ 本庁又は分庁住民課でご本人様の受け取りが必要です。

#### <マイナンバー制度に関するお問合せ>

南部町役場住民課 ☎66-3405 (本庁舎) ☎64-4834 (分庁舎)  
又はマイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178  
平日9:30~20:00 土日祝9:30~17:30 (年末年始除く)

